

「赤磐市手話言語条例（素案）」に関するパブリックコメント（市民意見募集）の結果

意見募集期間 令和2年10月9日から令和2年11月10日

意見募集結果 3件（2名）

意見 番号	該当部分・項目	いただいたご意見の内容（要旨）	市の考え方
1	第6条 （施策の推進）	第6条の施策の推進については「緊急時及び災害時における情報の提供及び意思疎通の支援の施策」の項目を追記していただきたい。理由は、コミュニケーションや情報の保障の中で、とりわけ緊急時や災害時での保障が重要なため。	第6条第3号及び第4号において、手話による情報の発信や、手話による意思疎通を利用しやすい環境の整備について規定しており、緊急時及び災害時における、ご意見の内容を含むものと考えます。
2	新たな条項として	第6条の次に第7条として、「(財政措置) 第7条 市は手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。」を追記していただきたい。理由は、手話言語条例の推進に当たっては、財政的な裏付けが必要なため。	市が施策を実施していく上で、財政上の措置は前提となり、条項としての明記はありませんが、財政上の措置は講じられるものと考えます。
3	第1条 （目的）	第1条2行 「環境構築に関し、基本理念」を、「環境整備などの基本理念」という表現にする方が分かりやすいのではないか。 第1条2行 「市の責務並びに市民」を、「市の責務とともに市民」という表現にする方が分かりやすいのではないか。 理由は、1行末から2行にかけて及びと並びが使われ、2行末で並びに市民及びが再度使われており、違和感があり、市の責務を明確にする意味もあるため。 第1条3行 「明らかにするとともに、」を、「明らかにし、」という表現にする方が分かりやすい。また、「総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者」を、「総合的かつ計画的に施策を推進することによりろう者」という表現にする方が分かりやすい。	条例立案の参考にさせていただきます。